

2016年

3月16日、17日 市当局:337名に聞き取り調査

4月25日 市当局:米子市議会全員協議会で報告
職員9人が送りつけを受けていた
直ちに返却しており、不適切な事例ではない
これで調査は尽くした、さらなる調査は必要ない

6月3日 贈収賄事件裁判、初公判で
新たに元職員1人への送りつけがあったことが判明
複数の議員へも金品を送っていたことが判明 **新たな事実**

7月1日 贈収賄事件判決(米子地裁)
被告(贈賄側、収賄側)執行猶予付き有罪
「他の公務員も金品を受け取っておりこのような
土壌の中で起きるべくした起きた事件」と指摘

8月8日 市当局:検察庁の資料閲覧
黒塗りで、新たな事実は判明せず

8月18日~22日 市当局:新たに入手した「信憑性ある情報」をもとに聞き取り調査実施

9月6日 私の議会での質問に対して、市当局が答弁で8月の聞き取り結果を明らかに
聞き取り対象者17名
(現職14名、元職3名)
送りつけを受けたものが新たに6名判明 **新たな事実**
(現職4名、元職2名)
※現職4名のうち2名は、3月の時点でも聞き取り対象者
※1人は送りつけを受けたことを否定
「送りつけを受けたものは全員現物又は同等品を返している
ので問題ない(職員倫理規定には抵触していない)」「
判決文の指摘は当たらない」

12月7日 私の議会での質問に対して、市当局が答弁
贈賄側である元社長が作成した金品送りつけ先一覧の資料を持っている
その中には職員の名前がある
議員の名前があるかどうかは、「言えない」
送りつけを受けた人数は、当初調査より増えたが、すべて返品等をしているので問題ない

12月22日 **市民が、金品の送りつけを受けた議員が誰なのかも含め調査等をするよう政治倫理審査会設置の請求を議長宛にする**

12月28日 **上記請求、議員名が特定されていないとして、請求不受理**

2017年

3月6日 私が、新たな資料を入手し、議会の場で
金品を、返していない事例の資料(贈賄側企業と元職員の供述書)を紹介

3月31日 **市民団体が、議員に対して金品の送りつけを受けたかどうかに関して公開質問状を出した回答結果を公表**
県議1人は「送りつけを受けていた」「返していない」
ことを認める。
米子市議全員は「送りつけを受けていた事実はない」と回答

4月4日 私と国頭靖議員が、市当局に金品を返していない事例の
資料を提供し、さらなる調査をするよう、当局に申し入れ

5月17日 市当局:議会の委員会で、私が提供した新たな資料を元に聞き取りした結果
金品の送りつけに対し、返していない事例があったことを報告
3名への聞き取りの結果による事実認定 **新たな事実**
(職員OB)1人は、返していないことがあった
(現職職員)1人は、送りつけを受けていない
(職員OB)1人は、送りつけ受けたが、返している

身内の調査だけで?

「上司が部下を聞き取り」だけで十分な調査
と言えるのか?という指摘が議会でもあった

徹底的に事実関係を究明しうみを出す

当時の野坂市長の判決文の指摘に対してへの
新聞紙上でコメント

聞かれて初めて公表

当局はこの事実を、しばらくは公表し
なかった。

私の事前の質問通告に対して、市当局
はこの事実を公表するか直前まで迷って
いたみたい

判決文の指摘を議会の場で否定

判決文の事実認定を全否定するとは、さす
がに思わなかった

よほど「根拠のない自信がある」?
その根拠は、「(聞き取りした)職員がうそを
言っているとは思えない」ということだけな
のに

実は、この資料に、議員の名
前、職員の名前が含まれている
ことは、別のニュースソースに
より明らかだった

根拠は

本人がそう言っ
ているから

調査の不十分さ
に対する反省
はなし

<資料の内容>

(贈った側の供述)

- ・贈った意図は、「有利な取り計らいをし
てもらいたい」「相談に乗ってもらいたい」
であったこと。
- ・受け取ってもらいやすいように工夫して
いた
- ・現職の職員に商品券入りの封筒を渡した
ことがこれまで10回くらいある。

(贈られた側の供述)

- ・これまで、3万円の商品券を、10回受
け取っていた。
- ・お返しはしていない。
- ・職員倫理規程で金品を受け取ることは禁
止されていることを知りながら受け取っ
ていた。

本当かな?

別のニュースソースでは、現職では県議1
人と市議2人が送りつけ先リストに載って
いたということだったのだが、...

根拠は

本人がそう言っているから